

オーストラリア成人移民英語プログラム90年代の動向 ：改革か後退か

— 一年次報告書の分析を中心に —

渡 辺 幸 倫

序

オーストラリアの多文化主義は英語を唯一の国語 (the national language) とすることを原則としており⁽¹⁾、英語とそのほかの言語との間で一定の翻訳・通訳のサービスが提供されているものの、国会をはじめ主要なメディアでもほぼ英語のみが使用されている。しかし、一方では移民・多文化省 (Department of Immigration and Multicultural Affairs) による2000年の調査では、新たに入国した移民・難民のうち実に37%が入国後4、5ヶ月の段階で英語を「まったく話せない」または「うまく話せない」と回答している⁽²⁾。これらの英語を母語としない移民にとって英語の習得はオーストラリア社会への主体的参加に絶対的な価値をもつものといえるだろう。同時にオーストラリア政府にとっては移民に対する英語学習の機会提供は必然と考えられ、表題の成人移民英語プログラム (Adult Migrant English Program 以下 AMEP) がその英語教育の中心的機関としての役割を果たしている。本研究は、この AMEP が近年多文化主義的な移民の権利保障という理念を転換しようとしているのではないかという問題意識に立脚している。

ウエルチ (Welch) は「経済合理性 (economic rationality)」という視点から、オーストラリアにおける教育と公共部門 (public sector) の90年代前半までの変化を考察し、経済合理性を普遍的な社会政策改造の指針としようとする傾向が見られはじめており、教育の場でも経済や効率の「論理 (logic)」が「公平性 (equity)」や「社会的公正 (social justice)」「自由なカリキュラム (liberal curricula)」に優先する動きが台頭していると警告している⁽³⁾。多文化主義導入以来「学習者の人権を保障する」という視点から発展してきた AMEP としては、このような原理の導入は重大な変化の傾向と位置づけられるべきであろう。しかし、残念ながら、このような大きな変化の中にある AMEP の動きを批判的に研究した例はわが国の研究者の間⁽⁴⁾だけでなくオーストラリア国内⁽⁵⁾にもまだ少ない。

筆者はこれまで多文化主義下の人権保障という視点から AMEP の役割を教室活動やメディアへの表象などについて、特に90年代以降の動きに注目しながら考察を行ってきた⁽⁶⁾。これらの研究から AMEP の教室活動や使用されているテキストが学習者に同化や周辺化を強要しかねないという危険性や、多文化主義政策が採られるようになって20年以上が経過している現在も英語教育プログラムの新聞紙上における表象が必ずしも多文化主義的な視点からのものではないということなどが明らか

になったが、同時に90年代のAMEP政策を中心とする検討が課題として残されていた。

そこで本研究では、近年オーストラリアの多文化主義政策全体が「経済合理性」や「経済的負担への説明責任」などの要求によって大きな変化を迫られているという理解のもと、それに対してAMEPが具体的にどのような対応をみせてきたのかを批判的に考察する。そして90年代のAMEP政策の変化が多文化主義の混乱あるいは後退を示していたのか否かを検討することを目的とした。

本稿の構成は、まず第一章で多文化主義の導入と「学習者の権利保障という理念の発展」の関連をAMEPの発足から90年代に至るまでの歴史を通して考察する。そして90年代に行われた3大改革「AMEP組織の分割」（第二章）、「受講時間・資格の制限導入」（第三章）、「教育提供機関選定への競争入札制導入」（第四章）について各章で考察し90年代のAMEP政策を上記の目的に照らして検討する。尚、90年代の分析にあたっては、広く文献や当時の報道から得られる理解を念頭に置きながらも、対象の期間中のAMEP政策を端的に表していると思われる年次報告書⁽⁷⁾すべて（以下、必要な場合は本文中に年度とページを示した）を主な対象とした⁽⁸⁾。

第一章 90年代以前のAMEP

AMEPは1948年の設立以来、160万人以上（2001年には100以上の言語的背景をもつ約3万3千人）の移民・難民に一貫して英語学習の機会を提供してきた。しかし、その発展は3つの時期に区分することができる⁽⁹⁾。発足から60年代末までの「第一期」、70年代から80年代の「第二期」、そして次章以降詳細に考察する主に90年代の「第三期」である。

第一期であるAMEP発足当初はヨーロッパからの大量移民を対象とし、移民する過程を乗船前、船上、到着直後、職場の4つのステージに分け、それぞれのステージで学習機会を提供するというものであった。しかし、実際の設備や教師は急造であったり、軍隊からの転用であったりと、必ずしも恵まれたものではなかった。この時期には大量の移民に対して英語教育を効率良く提供していくことに焦点が置かれ、言語習得の困難さへの無理解から学習の質や量、そして効果は重視されていなかった。さらに当時の経済好況によって、その後深刻化してくる雇用関連の問題などは、他の時期とくらべ明らかに楽観視されていた⁽¹⁰⁾。また、このような経済状態と、その後の時期と比べてAMEPの活動が相対的に安価に行われていたことが重なり、社会の経済的負担についても問題化していなかったのもこの時期の特徴といえるだろう。

この背景には英語教育を受けることが、新しい社会で主体的に生きようとする移民の「権利」ではなく、むしろ戦争で荒れ果てたヨーロッパから逃れてきた移民への特別な「恩恵」としてとらえられていたことがあげられる。そこには学習者の権利保障という視点はみられず、むしろ「移民は何らかの形で多少なりとも英語教育を受ける機会があれば実生活とあわせて容易に英語を獲得し、なおかつ雇用が確保されれば満足なはずである」という短絡的な考えが支配的であったことがうかがえる。まさにこの時期はAMEPの「黎明期」であったといえよう。

それに続く第二期は、70年代から80年代半ばごろまでの積極的なAMEP拡大策のとられた前期と、

景気の後退に伴って、AMEPへの出資を経済的負担と見みるような風潮のあらわれはじめる80年代後半の後期とにさらに分けることができる。

70年代の終わりごろには多文化主義の導入に伴って社会で必要とされている英語を学習することは学習者の権利であると認識されるようになり、その権利実現の責務は受け入れ社会側にあるとされるようになった。それに伴って、不熟練（unskilled）、半熟練（semi-skilled）労働者に対する職場での英語教育や、主に女性を念頭に置いた従来の英語教育にアクセスを持たない人々に対する家庭教師派遣プログラム（Home Tutor Scheme）もAMEP事業の重要な一部として考えられるようになった。その他にもAMEP専任教員の大幅な増員、カリキュラムの開発、教材の開発、情報システム、託児所、複数言語サポート、学習支援策の拡充、通信学習プログラムなどのより弾力的な運用などによって、それまでAMEPへのアクセスが限られていた多くの人々が英語学習に参加できるようになった。

一方で積極的に学ぼうとする人々への対応を改善しながら、同時に他方では学ぶ必要がありながらそれを実現できていないと思われる人々にも注意を向けていこうとする多文化主義的アプローチ⁽¹¹⁾は、AMEPへのアクセスの拡大、プログラムでの経験の質向上という両面に大きな貢献をした。学習者の権利保障の理念もここに大きな発展をみせたのである。

第二期後期にあたる80年代後半にはオーストラリア経済が後退期に入る。経済の悪化に伴って、社会のAMEPへの出資の大きさへ不公平感を持つものが増加し、政府や社会の経済的負担への説明責任が求められるようになった。1989年の多文化オーストラリアの国家的協議事項（National Agenda for a Multicultural Australia）はそのような状況下に出された新方針であった。この協議事項では、AMEPを含めた移民の権利保障に主眼を置きながらも、新たに「移民は経済的発展のためにも有用な資源なのであり、国益を損なわないという功利主義的な多文化主義擁護」⁽¹²⁾という視点が加えられた。これによって直接的にAMEPによって利益を得ていないと考え、不公平感を持っていた人々に説明を行ったわけである。

この第二期は後半に若干の減速はあったものの、第一期の「黎明期」に対して、多文化主義の導入によって導かれた「学習者の権利の保障」という観点からみて、AMEPは明らかな「拡大期」にあったといえるだろう。しかし、第二期後半から第三期にあたる80年代終わりから90年代初めの景気後退はその後のAMEPのあり方に多大な影響を与えたと考えられる。このような背景を持ってAMEPは90年代の第三期を迎えたのである。

第二章 AMEP組織の分割

設立以来、移民・難民に対する英語教育を一手に引き受けてきたAMEPであったが、92-93年度に分割が決定された。それまでAMEPによって全てのレベルの学習者へ一貫した英語教育が提供されてきたが、これを機に、AMEPを新規移民中心の基礎的な英語教育機関へと限定し、より上級者への英語教育は雇用・教育・訓練省（Department of Employment, Education and Training）を中心とする職業訓練の枠組みで行うという方針となった。しかし、この移民に対する英語教育の分割はいくつ

もの問題を孕んでいた。

まず、学習者の学習経路に関する問題である。同年度の年次報告書の中では、この分割は「より効果的な提供（more effective delivery）」を実現するためであると肯定的に表現し、雇用・教育・訓練省との連携が重要であるとしていた（92-93 p. 89）。事実、同年度までは報告書に「協調（Coordination）」という項目を毎年設け、雇用・教育・訓練省との連携体制を検討する視点を持っていた。しかし、分割以降の報告書からは移管された部分を含めた英語教育の全体像に関してAMEPと雇用・教育・訓練省との連携という枠組みの中で検討する項目が一切なくなっている。これはAMEPで基礎的な英語力をつけた学習者のその後の学習経路が不明瞭になることを意味し、現在に至るまでその問題は根本的な解決をみていない。

さらに、この変更によって次章で詳述する法定受講時間を超過した学習者はAMEPを去らなければならないことになり、それ以上に英語を学ぶためには「雇用訓練」つまり「産業の規定する英語学習」という枠組みの中での学習が強いられることになったのである。これはまさに多文化主義導入に伴って主流となっていた「社会で必要とされている英語を学習することは学習者の権利」という理解から、「英語を学ぶことは雇用のための訓練」へと英語学習の意義を再定義しようという動きであるとみてよいであろう。この点AMEPは分割されることによって、多文化主義的理念の面で明らかに後退したといえるだろう。

この分割の要因としては予算のAMEPへの削減、重点省庁への再分配という圧力があげられる。どの年度もどの政府も、特定の予算を削減していくことに関しては直接的に年次報告書本文で触れることはほとんどなく、財務表を見て具体的な数字を取らなければならない。しかし、年次報告書ではAMEP単体への予算が明らかに示される場合と、ESL（English as a second language）関連として示される場合、監督省庁の名称変更にもなる細目の変更、さらにはAMEPの分割前後でも注目すべき要素が異なっているため、意外なほどに全体像の把握が難しくなっている⁽¹³⁾。それでも全般的には第四章でとりあげる入札制の導入も関連して、90年代を通してAMEP関連予算は削減傾向にあるといえ、この点はメディアも繰り返し批判しているところである⁽¹⁴⁾。

また、これに関してムーア（Moore）は財務省からみて、AMEPを管轄する移民・多文化省は省庁間の力関係の中で周辺に位置づけられており、それに対して雇用・教育・訓練省は産業の発展に直接的に寄与する重要な省だと考えられていたことが背景にあったと述べている。そのためより多くの予算を雇用・教育・訓練省に分配するためにAMEPが狙われたと指摘している⁽¹⁵⁾。

さらにこのような改組による問題に関しては、省庁の設置が法定事項ではないため、首相の任期毎に省庁名が頻繁に変更されるということを指摘しなければならない。AMEPの監督省庁も、移民・地方政府・民族問題省（Department of Immigration, Local Government and Ethnic Affairs）から移民・民族問題省（Department of Immigration and Ethnic Affairs）、移民・多文化省（Department of Immigration and Multicultural Affairs）、移民・多文化・先住民問題省（Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs）と10年余りの間にめまぐるしく変更されている。大本にな

る業務は変わらないものの、比較的周辺と位置づけられてしまっている分野については、省庁間での押し付け合いが起こったり、省から庁へ移管されたりによって、いつの間にか予算が少なくなっているという「予算のマジック」が往々にして見られているようである。

このように「弱小省庁」管轄の分割は予算削減の圧力の中、産業界の要請にこたえるように「より上級の学習者に、雇用に直結する形での英語教育を提供する仕組みづくり」として行われたと考えられる。そしてそれは英語学習の意義の再定義と解釈することができ、移民の権利軽視の具体的な端緒であったとまとめることができるであろう。

第三章 受講時間・資格の制限導入

一般に学習者の受講時間や資格は連邦政府としての移民受け入れ方針と密接な関係があるが、今回の枠組みの中で最も重要なのは91-92年度から現れ、92-93年度の報告書で全貌を明らかにした「費用回収 (Cost Recovery)」(92-93 p. 92) という考え方といえるだろう。それまで無料でしかも、学びたい意思を持つ移民は誰でも学べていたものが、ビザカテゴリーによって制限されるようになり、資格外の人からは料金を徴収するシステムに変更されたのである。さらに、たとえ無料で受けられることになったとしても、入国後数ヶ月のうちに入学手続きをせねばならず、さらに晴れて受講することになっても受講時間の上限が510時間に制限されることになったのである。しかも、この510時間の根拠は分割前の段階での学習者が「機能的 (functional)」⁽¹⁶⁾ というレベルに達するのに必要としていた「平均」の時間であった (92-93 p. 92)。しかし、これはまったく妥当性を欠く数字であり、分割以前の比較的上級の学習者を含んだ時期に出された平均値をもとに、分割後の初級者のみを対象とする時間数制限を設定したのである。

この制度の導入の結果、現在に至るまで英語学習を最も必要とするグループである初學者の多くが、時間制限のため「機能的」に達する前に AMEP を去らなければならないという状況が常態化している。99-00年度の報告書には新規の全学習者のうち60.5%が「修了すれば機能的」とされるコース (レベル2) の一つ下のコース (レベル1) に振り分けられているにもかかわらず、修了証を授与された全学習者のうちレベル1の割合は36.7%に過ぎない。しかも、このような危機的数字が報告書にあがっていながら、この数字に対する批評は全くされていないのである。AMEP外部からの批判は93年の段階ですでに表明されている⁽¹⁷⁾。それにもかかわらず、この制度の持つ経済合理的な側面が英語教育提供側で重視されていることが、現在に至るまで放置されている大きな原因とみることができるだろう。

上記の受講期間・資格の制限の動きにも顕著に現れているが、AMEPの活動評価に際して、具体的な数値を目的、あるいは目標とする傾向が90年代を通して強くなっている。確かに学習の成果は目に見えるものだけではないため、数値の達成などに比べて評価の妥当性が問題視されやすいという側面はある。しかし、98-99年度からは「到達度 (reach)：有資格移民・難民が AMEP の講座に登録した程度」と「維持度 (retention)：受講を始めた学習者が AMEP の法定時間を使用した程度」の二つ

の指標を「AMEPの重要課題 (key AMEP issues)」として設定 (98-99 p. 111) し、その数値を高めていくことを目的化していることは問題である。理由はこのような数値の目的化という傾向を振り返れば明らかである。80年代後半から90年代の初期にかけては、「やりのこし (backlog)」とよばれる学習を必要としながら学ぶことのできていない人々の発掘をエスニック・コミュニティからあげていくという数値のみによらない目的も重視されていた。これによって滞在期間にかかわらず学習を必要とする人々が機会を得ることができていた。しかし、94-95年度以降、学習者をビザカテゴリーで分類しそのうちの何パーセントが学んでいる、というような評価方法が重視されるようになった。このように数値化すると評価が客観的に行われているような錯覚を起こしてしまいがちであるが、この数字の基礎となっている新規入国者のみを対象としたビザカテゴリーの分類自体が「誰が英語学習を必要としているのか」という基本的な問いに十分に答えておらず、多くの疑問が残る。

しかし、その一方で、97-98年度以降には「ESL 率先事項 (ESL Initiatives)」という項目がもうけられ、難民を主な対象とした特殊ニーズへの対応を改善しようとしたり、家庭教師派遣プログラムを拡大したりすることによって、サービスを向上させようという試みが示されている。この点は学習者の立場から見た際にも肯定的にとられえることができ、必ずしも数値のみを評価の対象としているという傾向と完全には一致しない。しかし、この動きもやはりビザカテゴリーごとという視点が基礎になっており、ここにも一度対象カテゴリーから外れた人々のことはほとんど省みられないという問題が共通しているといえよう。

また、このような学習者の受講時間・資格などの管理をコンピューターネットワークを使って行おうという試みが90年代中ごろから始められ、AMEP伝達及び管理システム (AMEP Reporting and Management System: ARMS) が95-96年度に導入された。これによって学習者への対応がより効率的に、全国的に行えるようになったという評価もあるが、一方では国家による一元的な管理という方向性ともみることができよう。

このように受講時間・資格の制限の導入に代表される改革の分野でも、効率という視点から数値化をキーワードに経済合理へつなげようという傾向が強くみられ、その一方で英語学習の機会提供を通して実現しようとしてきた公平性や社会的公正が犠牲になっているという側面が顕著であることがわかる。定式化されたビザカテゴリーごとの学習者の目標値は向上しているものの、その値の対象となっている人々は英語学習を必要としているすべての人のうち、さらに「AMEPで学習する権利を有するビザカテゴリーに属している人」のみが前提となっている。学習者の母数を小さくすることによって達成度を誇っている構図が見えてくるだろう。

第四章 教育提供機関選定への競争入札制導入

オーストラリアは労働党と自由党・保守党連合の2大政党制による政治運営を伝統としている。無論、1996年の自由・保守連合政権によって下院へ提出された「人種の違いに対する寛容さと文化的多様性への基本的価値観と原則」の動議のように超党派で支持され国是とされるようなものもあ

るが、両政党は様々な案件に対して対抗意見を表明することによって、国家運営をチェックしあうという関係であるとされている。ここまでに述べた二つの変革は1991年に就任したキーティング労働党政権下でおこなわれてきた。一般的に社会的弱者の側と見られる労働党が主導したのは皮肉であった。1996年に労働党から自由党を中心とする連合政権に政権が移譲されて以降、経済的な効率性を重視する傾向はさらに強まった。事実、自由党政権は就任100日不足で行った英語教育の効率化と銘打たれた関連予算の凍結によって早くも強い反発を招いている⁽¹⁸⁾。このことから、自由党がより強引な改革を求めていることが分かるが、経済合理主義は程度の差こそあれ両党の実質的な支持を得ていると理解するべきであろう。

このような流れの中で97-98年度に競争入札（competitive tendering）制が導入された。これはAMEPを「より柔軟で、費用対効果が高く、適切で、説明可能（more flexible, cost effective, appropriate and accountable）（97-98 p. 90）」にするという考えの下、市場原理を導入しようというものであった。AMEPでの学習の質を保証するために、外部評価機関や、新しいベンチマークを導入して学習の成果を計測するなどの方策も同時に導入された。その結果、既存のセンターがいくつか閉鎖、縮小され、一方では大学や語学学校であらたにAMEPのコースが設けられ、実際の運営に当たるようになった⁽¹⁹⁾。

この動きに対しては多方面から多くの反対と憂慮が寄せられている。競争入札が実際のものになった直後の1998年4月4日のシドニー・モーニング・ヘラルド紙では、「まるで両党は公共機関（public institutions）の破壊を、うまくいくかどうか分からないような、ただ安い選択肢を選ぶことによって追求しているようだ⁽²⁰⁾」と批判している。また、1999年2月に行われたAMEP 50周年記念国際会議でも、それまでの連邦と州、教育機関同士の信頼関係が損なわれてしまったことや、経験豊かな専任教員やマネージャーたちの大量解雇と安易なボランティア教員の採用、運営ノウハウの断絶などによってAMEPの統一的な教育コース提供が混乱に陥ることになり、大きな弊害を招いたと報告されている⁽²¹⁾。さらに、国際ボランティア年（2000年）にともなうボランティア奨励のキャンペーンによって、移民英語教育へのボランティアの参加も著しいが、語学教育自体への専門的知識の欠如や語学教育のみにとどまらない移民の問題に対する理解・対処の困難さから、その限界も多く指摘されている⁽²²⁾。それにもかかわらず、これらの要素はAMEP運営上の評価すべき項目に入っていないため、年次報告書では今もって一切触れられることのない状態が続いている。

さらに、先にも述べたAMEPの分割以降、教育・雇用・訓練省の管轄になっていた雇用関連英語教育も競争入札制を取っているため、更なるねじれと混乱を現場レベルでは経験しているとされている⁽²³⁾。しかし、これもAMEPの視野には入ってこないことなので、やはり年次報告書には報告されることはないのである。

このような批判を受けながらも、結果としてこの競争入札制度は、2003-2004年度にも再び入札が行われ今後も続いていくことから分かるように、「効率よく行われている」という一定の評価がされており、さらにAMEPに関する研究活動の分野にも競争入札制度が導入されるに至っている。し

かし、実際には「効率」の主体が学習者から乖離し、誰にとっての効率なのかが問題化しているといえるのではないだろうか。

また、ここでの入札制は英語教育の提供側が、基本的に「一人当たりにかかる金額」と「テストの点数」をAMEPの評価の指標にしていることを示している。これは前項にも当てはまるが、年次報告書の中では、一度目標を数値で捉えてしまうと、その後はその数値を報告することが目的化してしまう傾向がある。この傾向は「数値そのものに対する評価」や「数値の根拠、正当性に対する評価」、ひいては「何を評価しようとしていたのか」という問題意識すら薄くしてしまいがちである。しかも、数値化する際に対象として含まれなかった人々や項目はその後継続的に無視されるという問題をも含んでいることを指摘しなければならないだろう。

結

本研究では、近年オーストラリアの多文化主義政策全体が「経済合理性」などの要求によって大きな変化を迫られているなか、90年代のAMEPも混乱あるいは後退を示していたのかという問いを検討するために、90年代の年次報告書を3大改革「AMEP組織の分割」、「受講時間・資格の制限導入」、「教育提供機関選定への競争入札制導入」を中心に考察した。

まず、第一章では、前史としてAMEPの設立から多文化主義の導入を経て、英語学習が特別な「恩恵」から「権利」へと受け入れられていく過程を考察した。しかし、80年代後半からの経済的後退が徐々にAMEPのあり方に影響を与え始めていたことも確認した。

そして第二章では、AMEP組織の分割は予算削減の圧力の中、移民の効率の良い産業界参入のために「より上級の学習者へ雇用に直結する形での英語教育を提供する仕組みづくり」として行われたことがわかった。しかし、これは一貫した英語教育の提供を不可能にしたことにとどまらず、移民による英語学習の意義を多文化主義的な「英語を学習することは権利」から、経済活動への潜在力養成を前提にした「英語学習は雇用のための訓練にすぎない」へと矮小化し、再定義しようとした動きであったと理解できることもわかった。

第三章では、受講資格・時間の制限の導入に関する問題を中心に考察し、ビザカテゴリーや入国後の期間、そして受講時間の上限などを設けてAMEPの対象となる学習者を少なくすることによって、定式化された目標値の向上を図っている側面があることがわかった。一見、目標に対して効率よく、経済的に達成しているように見えても、その数値の前提を考えたとき、AMEPの役割を分割、制限してきたからこそ可能になっていることが明らかになった。

第四章では、このような経済合理主義的な改革の動きが、超党派で推進されていることや、「一人当たりにかかる金額」と「テストの点数」を指標にする競争入札制の導入は多くの反対を受けながらも、その他の要素を評価の対象から排除することによって、成果を挙げているようにみせかけていることがわかった。また、年次報告書では、一度目標を数値で捉えてしまうと、その後はその数値の報告のみが目的化してしまう傾向があり、「評価すること」自体に対する問題意識すら薄くなってしま

うこと、また、数値化する際に対象として含まれなかった人々や項目はその後も継続的に無視されてしまうという問題を含んでいることが指摘された。

以上の90年代の3大改革にともなう問題の主因は明らかに経済合理主義、効率重視の成果を目に見える形で出さなければならないという圧力であり、それがAMEPのあり方を左右していることがわかった。つまり、全体としてAMEPの改革に代表される運営方針には経済合理主導の傾向が強くみられ、公平性や社会的公正といった理念がそれに従属させられていることが確認できるだろう。

本研究の考察の結果、この3大改革はいずれもAMEPのあり方を学習者の権利保障から大きく転換する試みであり、多文化主義の中でAMEPの存在意義であった、「すべての人に社会参加や自己実現に必要な英語力の獲得を保障する」という点においては、明らかな後退局面にあると結論づけることができるだろう。

本稿の考察からだけで断定することはできないが、今後、AMEPへのアクセスやそこでの経験の質が経済効率重視の影響下にますますさらされていくことが予想され、移民・多文化・先住民省による「効率よい」AMEP運営が報告され続ける一方で、考慮からもれた人々の間からの不満が高まり、後退する多文化主義の側面がさらに顕在化する恐れが強まってきていると指摘される。本稿ではこのような成人移民へ対する英語教育に関する問題をAMEP政策を中心に考察したが、それを補完する意味でも政府以外の組織（NGOなど）がどのような役割を果たしているのかを検討する必要があるだろう。今後の重要な課題としたい。

注(1) 「国語としての英語」という考え方は多くの公式文書で表明されているが、近年の多文化主義との関連では、1999年の『多文化オーストラリアのための協議事項（A NEW AGENDA FOR MULTICULTURAL AUSTRALIA）』がある。その中でオーストラリアの多文化主義の前提として以下のものをあげている。“all Australians are expected to have an overriding commitment to Australia and the basic structures and principles common to Australian society. These are the Constitution, Parliamentary democracy, freedom of speech and religion, English as the national language, the rule of law, tolerance, and equality — including equality of the sexes” in A NEW AGENDA FOR MULTICULTURAL AUSTRALIA Commonwealth of Australia, 1999, p. 6

(2) Vanden Heuvel A. and Wooden M., *New Settlers Have Their Say — How immigrants fare over the early years of settlement: An analysis of data from the three waves of the Longitudinal Survey of Immigrants to Australia (LSIA)*, The national Institute of Labour Studies, Flinders University, Department of Immigration and Multicultural Affairs, 1999, (CD-ROM)

(3) Welch, A. “Reform or crisis in Australian education?” *Australian Education: Reform or Crisis?*, Sydney, KHL printing Co. 1996 pp. 1-23

(4) わが国のAMEP関連の研究では90年代初めまでの多文化主義政策・言語・識字政策などの研究や具体的な個別プログラムの紹介を中心としたものがみられる。

前田耕司「多文化社会における成人移民教育と識字問題—オーストラリアの場合—」『日本の社会教育—国際識字10年と日本の識字問題—』35集, 1991, 東洋館出版, pp. 116-125

幸野稔「オーストラリアにおける第二言語としての英語教育に関する調査」『オーストラリア教育研究』

Vol. 2. オセアニア教育研究会, 1995, pp. 6-17

板倉弘子「オーストラリアの成人移民英語教育の現状—ヴィクトリア州を事例に—」『オセアニア教育研究』,

- 1998, pp. 54-67 など
- (5) Sturgess, A. "Commonwealth ESL arrangements and the Adult Migrant English Program" *Prospect*, Vol. 1 No. 2 1996, pp. 15-27. は対象とする時期が90年代初め頃まで。
Martin, S., *New life New language The history of the Adult Migrant English Program*, Sydney, National Centre for English Language Teaching and Research, 1999 はAMEP 50周年を記念して出版され、AMEPの歴史を大きく扱っているが、批判的な視点にかけている。また、99年に行われた、50周年記念国際大会ではAMEPのあり方を批判的に検討した発表がいくつかあったが、その後4年以上にわたって発表されているものはない。
- (6) 渡辺幸倫「オーストラリア多文化主義における成人移民に対する英語教育の研究—ニュー・サウス・ウェールズ州成人移民英語サービスのバイリンガルクラスを中心に」『早稲田大学教育学会紀要』2001, pp. 74-80
渡辺幸倫「オーストラリアにおける成人移民英語プログラムの研究—第二言語学習と同化・周辺化の関係を中心に—」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』9-2, 2002, pp. 139-148
渡辺幸倫「オーストラリアにおける成人移民英語教育の研究—1990年以降のシドニー・モーニング・ヘラルド紙上におけるNSW Adult Migrant English Service (AMES) 関連記事の分析を中心に—」『大東文化大学 環境創造学部紀要』Vol. 1, 5号 2003, pp. 25-36
- (7) 現在の担当省庁であるDIMIA (Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs) とその前身である省庁の発行してきた90年代の年次報告書 (Annual Report) のすべてを対象。Annual Report 89-90, 90-91, 91-92, 92-93, 93-94, 94-95, 95-96, 96-97, 97-98, 98-99, 99-00の11年度分。
- (8) 今回取り上げた年次報告書とは別にAMEPの方針を示したものにAustralian Language and Literacy Policy (1991年)がある。国際識字年の影響もあって、移民に対する英語教育にとどまらない、包括的な言語政策をまとめたものであった。しかし、それ以降、定住政策の一環としてAMEPの役割が述べられることはあったが、英語学習や識字学習が分割され移民教育を包括的に扱うことがなくなったこともあって、1990年から施行された“AMEP National Plan 1990-1992”のようにAMEP自身が自立して方針を表明するには至っていない。この点からも現状では包括的な視点から移民の学習への対応を考えるという姿勢に欠けているといえるだろう。
- (9) 渡辺幸倫「オーストラリア成人移民英語教育の研究—歴史的変遷から日本への示唆を中心に—」『多文化教育の研究—実践の模索—』(早稲田大学教育総合研究所 公募研究B-1部会) 2002, pp. 110-119
- (10) 前掲 *New life New language: The history of the Adult Migrant English Program*, p. 5
- (11) Page, David, "Changing Expectations of the Role of the AMEP", Conference Paper, *The AMEP: 50 Years of Nation Building International Conference*, 1999,
<http://www.immi.gov.au/AMEP/reports/pubs/papers/page/page.htm> 2003年10月2日
- (12) 関根政美「経済功利主義的多文化・多言語主義擁護論の問題点 オーストラリアの事例から学ぶ」『言語』1998年8月号, 大修館書店, p. 55-61
- (13) 必ずしも意図的にこうした傾向を把握しにくくしているとは思えないが、経済効率の重視を他の分野では押し出しているにもかかわらず、予算に関しては、削減しているということ明示的していないことには、何らかの意味があると考えるのが自然なのかもしれない。
- (14) Sydney Morning Herald 92年3月9日 "Course funds for migrants cut by \$2 m" p. 7, 同93年11月4日 "Migrant's classes slashed" p. 5, 同96年5月21日 "Migrant English classes cut for jobless" p. 10 など
- (15) Moore, H. "Although it wasn't broken, it certainly was fixed: Interventions in the Australian Adult Migrant Education Program 1991-1996" in *Australian Policy Activism in Language and Literacy* (ed. Lo Bianco, J. Wickert, R.), Language Australia Ltd. 2001, pp. 93-120
- (16) "Functional English is defined as being able to use English well enough to deal with the most common social situations and some work situations, but not having thorough or confident control of the language." (92-93 p. 92) これは現在AMEPで採用されている英語力測定試験であるCertificate of Spoken and Written English (CSWE) のレベル2修了にあたる。

-
- (17) Sydney Morning Herald 1993年11月4日 “Migrants’ classes slashed” p. 5
 - (18) Sydney Morning Herald 1996年5月21日 “Migrant English classes cut for jobless” p. 10
 - (19) 前掲 *New life New language: The history of the Adult Migrant English Program*, p. 194-195
 - (20) Sydney Morning Herald 1998年4月4日 “From one voice to babel” p. 47
 - (21) Schulze, M. “The AMEP is Dead: Long Live the AMEP? A Provider’s View of the AMEP in the Future”, Conference Paper, *The AMEP: 50 Years of Nation Building International Conference*, 1999,
<http://www.immi.gov.au/AMEP/reports/pubs/papers/schulze.htm> 2003年10月2日
Thermal Uri “Is English Enough? The AMEP’s Role in Settlement” Conference Paper, *The AMEP: 50 Years of Nation Building International Conference*, 1999,
<http://www.immi.gov.au/AMEP/reports/pubs/conference.htm> 2003年10月2日
 - (22) Sydney Morning Herald 2001年5月18日 “The limits of caring soul” p. 16
 - (23) 前掲. “Although it wasn’t broken, it certainly was fixed: Interventions in the Australian Adult Migrant Education Program 1991-1996 pp. 93-120